

福中銀アンサーサービス利用規定

1. サービスの種類

(1) ファクシミリサービス

本サービスの種類は通知連絡・残高照会・取引照会・入出金明細照会とします。

(2) VALUX (SPC)・VALUX (HT)

本サービスの種類は残高照会・取引照会・入出金明細照会とします。

2. 対象口座

本サービスの対象となる口座は、あらかじめ契約者が本利用申込書により指定した契約者名義の預金口座とします。

3. 通知の取扱

(1) ファクシミリサービスの場合、申込者指定の電話番号を呼び出し、自動的に送信するものとします。

4. 照会の取扱

(1) 照会は当行の定める方法および操作手順で行うものとします。

(2) 当行で受信したご利用口座の支店番号・預金の種類・口座番号・暗証番号・端末の電話番号または接続ID番号が、届出の支店番号・預金の種類・口座番号・暗証番号・専有管理する端末の電話番号または専有管理する接続IDと一致した場合は、当行は送信者を契約者とみなし、応答します。

(3) 照会に対して当行が送信した内容につき、振込取扱銀行または振込依頼人から訂正依頼、その他取引内容に変更依頼があった場合には、当行は既に送信した内容について変更または取消を行うことがあります。

5. 利用時間

照会は当行が定める利用時間に行うものとします。

6. 手数料等

本サービスについての所定の基本料金をあらかじめ指定を受けた預金口座より、毎月所定の日に自動的に引落とすものとします。

7. 免責事項

当行の責によらない電子機器・通信機器、通信回線等の障害および天災地変その他やむを得ない理由により、応答、連絡が遅延したり不能になった場合でも、異議を申し立てません。

8. 届出事項の変更等

届出事項に変更がある場合には、当行所定の書面によりお取引店に直ちにお届けください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

9. 解約

1. 解約

本サービスは、当行または契約者の一方の都合でいつでも解約することができるものとします。

2. 契約者による解約

- (1) 契約者による解約の場合は、当行所定の書面を提出するものとします。なお、解約の届出は当行の解約手続きが終了した後に有効となります。解約手続き終了前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 前記の規定にかかわらず、本サービスによる取引で未処理のものが残っている等、当行が必要と認めた場合については、即時に解約できない場合があります。

3. 当行からの解約

- (1) 当行の都合により本サービスを解約する場合は、契約者の届出住所宛に解約の通知を行います。
- (2) 当行が解約の通知を届出住所にあてて発信し、その通知が延着または到着しなかった（受領拒否の場合も含みます）場合は、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- (3) 契約者に以下の各号の事由が一つでも生じたときは、当行はいつでも契約者に通知することなく、サービスの全部または一部を中止または解約することができるものとします。
 - ア 支払停止または破産、民事再生手続き開始、会社更正手続き開始、会社整理開始もしくは特別清算開始その他今後施行される倒産処理法に基づく倒産手続き開始の申立があったとき
 - イ 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
 - ウ 住所変更の届出を怠るなど契約者の責に帰すべき事由によって、当行において契約者の所在が不明となったとき
 - エ 当行に支払うべき所定の手数料等の未払いが生じたとき
 - オ 1年以上にわたり本サービスの利用がないとき
 - カ 相続の開始があったとき
 - キ 解散、その他営業活動を休止したとき
 - ク 不正にサービスを利用する等、サービスの中止を必要とする相当の事由が発生したとき
 - ケ その他契約者が本規定に違反したとき

4. 代表口座の解約

代表口座の解約、または契約者の都合で代表口座を変更する場合は、本サービスは解約の扱いとさせていただきますので、直ちに書面により解約の届出をしてください。

5. 終了後の取扱い

本サービスが解約等により終了した場合には、契約者は、解約日までに発生した本サービス利用に伴う当行に対する手数料等の全額を、当行の指示に従い、一括して支払うものとします。なお、当行は、すでに支払われた基本手数料等については、一切払戻しいたしません。

10. 障害発生時の取扱

契約者、当行いずれかにシステム上の障害が発生した場合にはその発生状況を相互に連絡のうえ、解決にあたるものとします。

1 1. お届印

- (1) 本サービスにかかる届出事項の変更、解約等には、あらかじめお届出の印鑑をご使用ください。
- (2) 当行は諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき、偽造、変造、その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

1 2. 規定の変更

- (1) 本規定は、民法第548条の2第1項に定める定型約款に該当し、本規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。
- (2) 前項による本規定の変更は、変更後の規定の内容および効力発生時期を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表します。

1 3. 契約期間

このサービスの契約期間は申込日から起算して1年間とし、契約者または当行から特に申出のない限り契約期間満了の翌日から起算して1年間なおその効力を有するものとし、以後も同様とします。なお、本サービスの対象となる取引口座が解約された場合、このサービスは失効するものとします。

1 4. 合意管轄

この約定に基づく諸取引に関して訴訟の必要を生じた場合には、福岡地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

以 上

福中銀アンサーサービス振込・振替利用規定

1. 振込・振替サービス

(1) 振込・振替の取扱

- ア 本サービスによる振込または振替は契約者の依頼にもとづき、あらかじめ指定された契約者名義の預金口座（以下「支払指定口座」といいます）からご指定金額を引落しのうえ、あらかじめ契約者が指定した預金口座（以下「入金指定口座」といいます）へ入金する場合に利用することかできるものとします。
- イ 依頼は、契約者が専有管理する端末を使用してあらかじめ当行に届け出た接続IDを使用して送信してください。
- ウ 入金指定口座への入金、次の各号の方法で取扱います。
 - ① 支払指定口座と入金指定口座とが、同一店内の場合は「振替」として取扱います。
 - ② 支払指定口座と入金指定口座とが、異なる当行本支店または他の金融機関にある場合、および異なる名義の場合は「振込」として取扱います。

(2) 振込または振替依頼の受付等

- ア 本サービスにより振込または振替を依頼する場合は、当行が定めた番号あてに送信を行い、当行の定める方法および操作手順にもとづいて、所定の内容を専有管理する端末により操作してください。
- イ 当行で受信した支払指定口座の支店番号・預金の種類・口座番号・暗証番号が、届出の支店番号預金の種類・口座番号・暗証番号と一致した場合には、当行は送信者を契約者とみなします。
- ウ ご依頼の内容については、当行が振込・振替内容確認画面の確認コードを受信した時点で確定するものとします。また、他行宛の振込の場合は、確認コードを受信し、かつ届出の振込暗証番号と一致した場合に確定するものとします。
- エ ご依頼の内容が確定した場合、当行は、支払指定口座から振込金額または振替金額と次条の振込手数料（消費税を含みます）を引落しのうえ、当行所定の方法で振込または振替の手続をいたします。
- オ 支払指定口座からの資金引落は、普通預金規定（総合口座取引規定を含みます）、当座勘定規定またはカードローン規定にかかわらず、預金通帳。カードおよび預金払戻請求書または当座小切手の提出は不要とし、当行所定の方法により取扱います。
- カ この取扱による 1 回あたりの振込金額または振替金額の限度は、契約者があらかじめ指定した金額の範囲内とします。また本サービスによる振込または振替の利用時間は当行が定めた時間内とします。ただし、15 時以降受付分については予約処理とし、支払指定口座からの払戻しおよび振込または振替は翌営業日に行います。（残高不足、その他の理由により払戻しができない場合の再処理は行いません）
- キ 以下の各号に該当する場合、本サービスによる振込または振替の取扱はできません。
- ① 振込金額または振替金額と次条の振込手数料の合計額が支払指定口座から払戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます）をこえるとき。
 - ② 支払指定口座が解約済のとき。
 - ③ 契約者から支払指定口座の支払停止の届出があり、それにもとづき当行が所定の手続を行ったとき。
 - ④ 差押等やむを得ない事情があり、当行が支払を不適当と認めたとき。
- ク 振替取引において、入金指定口座への入金ができない場合には、振替取引を取消し、支払指定口座からの引落はいたしません。また振込取引において、入金指定口座への入金ができない場合には組戻手続により処理します。

（３）取引内容の確認

- ア 振込または振替の取引後は、すみやかに該当する預金通帳への記入、または当座勘定照合表により取引内容を照合してください。万一、取引内容・残高に相違がある場合は直ちにその旨をお取引店にご連絡ください。
- イ 取引内容・残高に相違がある場合において、契約者と当行との間で疑義が生じたときは、当行の機械記録の内容をもって処理させていただきます。

2. 手数料等

（１）振込手数料

振込については、当行所定の振込手数料を支払指定口座から支払うものとします。

(2) 組戻手数料

前条(2)クにより「組戻」の取扱を行った場合には、当行所定の組戻手数料を支払うものとします。

3. 免責事項

- (1) 当行の責によらない電子機器・通信機器、通信回線等の障害および天災地変その他やむを得ない理由により、取扱が遅延したり不能になった場合、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。なお、当行が振込・振替内容確認画面の確認コードを受信する前に回線等の障害により取扱が中断したと判断される場合は、障害回復後に取扱内容をお取引店にご確認ください。
- (2) この取扱による振込また振替依頼の受付の際、当行が受信した暗証番号・支払指定口座番号・入金指定口座番号および届出の暗証番号等の一致を確認して取扱いましたうえは、暗証番号等につき当行の責によらない不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。

4. 届出事項の変更等

届出事項に変更がある場合には、当行所定の書面によりお取引店に直ちにお届けください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

5. 解約

- (1) このサービスは当事者の一方の都合でいつでも解約できるものとします。ただし、当行に対する解約の通知は書面によるものとします。
- (2) 本サービスによる振込または振替が1年以上発生しない場合、当行はあらかじめ書面で通知のうえ、このサービスを中止することがあります。

6. 障害発生時の取扱

契約者、当行いずれかにシステム上の障害が発生した場合にはその発生状況を相互に連絡のうえ、解決にあたるものとします。

7. お届印

- (1) 本サービスにかかる届出事項の変更、解約等には、あらかじめ届出の印鑑をご使用ください。
- (2) 当行は諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき、偽造、変造、その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

8. 規定の変更

- (1) 本規定は、民法第548条の2第1項に定める定型約款に該当し、本規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。
- (2) 前項による本規定の変更は、変更後の規定の内容および効力発生時期を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表します。

9. 他規定の準用

この規定に定めのない事項については、当行の普通預金規定（総合口座取引規定を含みます）、当座勘定規定、当座貸越契約約定書およびカードローン規定によるものとします。

10. 契約期間

このサービスの契約期間は申込日から起算して1年間とし、契約者または当行から特に申出のない限り契約期間満了の翌日から起算して1年間なおその効力を有するものとし、以後も同様とします。なお、本サービスの対象となる取引口座がすべて解約された場合、このサービスは失効するものとします。

11. 合意管轄

この約定に基づく諸取引に関して訴訟の必要を生じた場合には、福岡地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

12. VALUX 利用時の特約

- (1) 契約者が、株式会社NTTデータ（以下「NTTデータ」という）が提供する端末サービス「VALUX」を契約したうえで、VALUXを利用して本サービスを利用する場合は、11.までの規定のほか、本特約を適用します。
- (2) 当行は、振込・振替サービスにおける契約者の認証にあたり、NTTデータから認証済み情報として通知されたVALUXの接続ID（以下「接続ID」という）を使用します。契約者は接続IDを福中銀アンサーサービス利用申込書により事前に当行に届けることとします。なお、VALUXセンターの障害やVALUXの契約解除その他の事情によりVALUXが利用できないことにより発生した損害については、当行はその責任を負いません。
- (3) VALUXの利用にあたって、VALUXセンターがVALUXクライアント証明書を識別したうえで、当行センターと通信を行い、本サービスを利用した場合において、VALUXクライアント証明書・接続IDについて、不正使用その他の事情により発生した損害については、当行はその責任を負いません。

以 上

本規定に定める当行所定の基本料金、振込手数料および組戻手数料につきましては、下記ホームページにてご確認ください。

<https://www.fukuokachuo-bank.co.jp/other/tesuryou.html>